

# 大分県報

令和元年  
第一〇号  
六月七日

(金曜日)

## 目次

### 告示

指定予定保安林(四件)……………一  
瀬戸内海機船船びき網漁業の許可又は起業の認可の申請期間……………二

### 選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)……………二

### 公 告

落札者等の公示……………三  
契約者等の公示……………三

## ○ 告 示

### 大分県告示第五十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があつた。  
令和元年六月七日

- 大分県知事 広 瀬 勝 貞
- 保安林予定森林の所在場所  
中津市山国町中摩字カマガヒ六五〇四番一、六五〇四番二七
  - 指定の目的  
水源の涵養かえ

### 三 指定施業要件

- 立木の伐採の方法  
(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(二) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに中津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 大分県告示第五十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があつた。  
令和元年六月七日

- 大分県知事 広 瀬 勝 貞
- 保安林予定森林の所在場所  
中津市耶馬溪町大字深耶馬字詰ノ尾三八一五番
  - 指定の目的  
水源の涵養かえ
  - 指定施業要件

### 三 指定施業要件

- 立木の伐採の方法  
(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(二) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに中津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 大分県告示第五十九号

大分県報(告示)

令和元年六月七日

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和元年六月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

豊後大野市朝地町梨小字向畑一七一一番二

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県豊肥振興局並びに豊後大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和元年六月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市本匠大字因尾字板床口一七二六番一（次の図に示す部分に限る。）、字船板平一七二八番、字光り石一七四六番

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第六十一号

大分県漁業調整規則（昭和四十二年大分県規則第十八号）第八条第二項又は第二十一条第三項の規定により、瀬戸内海（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百条第二項に規定する瀬戸内海をいう。）における瀬戸内海機船船びき網漁業の許可又は起業の認可の申請期間は、令和元年七月一日から同月十九日までとする。

なお、当該漁業の許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度は、六隻である。

令和元年六月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八十条の規定による令和元年六月三日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和元年六月七日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の

○公 告

一の数

一九、四四二人

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

二二一、五〇七人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

一三二、一五一人

大分市	一三二、一五一人
別府市	三二、五七六人
中津市	二三、〇四一人
日田市	一八、三七五人
佐伯市	二〇、六一五人
臼杵市	一一、一二二人
津久見市	五、一九二人
竹田市	六、三八七人
豊後高田市	六、四二二人
杵築市	八、三八七人
宇佐市	一五、八六四人
豊後大野市	一〇、四一六人
由布市	九、六六六人
国東市・姫島村	八、八一一人
日出町	七、八八九人
九重町・玖珠町	七、一〇九人

次のとおり落札者等について公示する。

令和元年六月七日

大分県知事 広瀬 貞

一 落札に係る特定役務の種類

大分スポーツ公園総合競技場における大型映像装置の設置・撤去委託業務

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県企画振興部ラグビーワールドカップ二〇一九推進課

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

令和元年五月二十四日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社オーティス 代表取締役社長 川北 祐司

大分市中島東三丁目四番二十号

五 落札金額

二千九百九十一万六千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

平成三十一年四月十九日

次のとおり契約者等について公示する。

令和元年六月七日

大分県知事 広瀬 貞

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

大分県情報システムIaaSの利用 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県商工観光労働部情報政策課

大分市大手町三丁目一番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

平成三十一年四月一日

令和元年六月七日

大分県報（公告）

四

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社オーイーシー 代表取締役社長 加藤 健  
大分市東春日町十七番五十七号

五 随意契約に係る契約金額

五千二百五十七千九百二十九円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号に該当